正德四年金銀通用
寛政三年町法欽定 官令印本

曽4
650
164

正德

金銀後代御條目

門 曽 イ
號 607
卷 164

宮内庁書陵部

慶長年中宮金銀の法えん禄の中にをいてたゞ
そ永ゝ銀の不成ゆゑ也寶永の初ふたゝび銀の不成ゆゑ也ゆゑ
ひろく法令の儲もむつかしくにそなる也ゆゑ世の新儀及ぶ
よりて　　茶湯代御治世の始より金銀の不成ゆゑ也
おろかなる　　ゆゑ　　御代御治世の始より
法令ゆゑ　　ゆゑ　　茶湯代
わすれ　　ゆゑ　　金銀の不成ゆゑ
わすれ

らをいふ付て去そ年度ノ十月十一日御出府ありて
の御代と云 御出府是ハより
けりこと世ハ のかたしいるとも為さるべき金銀の上
とゝろく金銀の不度出のはけ方ハ
上せ〳〵ハいそ通用の法ハ 脇ハ定ふ別書に
ねんゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

只今通用の金銀より劣る金銀の事は以下にのりて別合の
次第を宮ゝ申渡しの金銀を通用いたさせそろる合は通用ひて宮ゝ通用いたさせ
申渡しの別合の次第は別紙にのるべき事
一何事ふるびた物の價を宮ひ事は只今通用しい金積り
銀横りを以て宮ひ事は有合ひ次第
何ぶり金銀のるおくも別合の宮ひて新古に撰ひ通用すべきの
附り借金借銀のる品又は例より進ひ
一御料所年貢の金銀を以て上納の金銀品ゝ
通用い金横銀横りを以て宮ひ事は有合ひ次第
いづれにても別合の宮ひて通用ひべ
宮ひて以下は別合ひ宮ひて他の金銀ゆへ
世ひなおひて上下通用の法に
一大判の事は元禄の中に改められ
元禄大判より慶長大判ならびに
元禄大判の中に改められ
慶長大判ならびに
折槌しいるまでの宮ひ

公儀御用の代金銀

公儀御用の代金銀

只今通用の金銀

作付の時も此の法を以て只今銀なる事
別合の判を以て改まり候ふ
献上の和ふる事は私に用ひ
一公儀に献上て銀を作付の銀の
の事は只今通用の事は銀横りを用ひ
用ひ以前の新古撰ひて通用ひ
一今度作付は新金銀にて元禄
さるひよりて作付ひ
形ふおおひて宮ひ
元禄中銀

公儀より新古

只今通用の金銀より劣る金銀の事は以下にのりて別合の
次第を宮ゝ申渡しの金銀を通用いたさせ
申渡しの別合の次第は別紙にのるべき事
一何事ふるびた物の價を宮ひ事は只今通用しい金積り
銀横りを以て宮ひ事は有合ひ次第
何ぶり金銀のるおくも別合の宮ひて新古に撰ひ通用すべきの
附り借金借銀のる品又は例より進ひ
一御料所年貢の金銀を以て上納の金銀品ゝ
通用い金横銀横りを以て宮ひ事は有合ひ次第
いづれにても別合の宮ひて通用ひ
宮ひて以下は別合ひ宮ひて他の金銀ゆへ
世ひなおひて上下通用の法に
一大判の事は元禄の中に改められ
元禄大判より慶長大判ならびに
元禄大判の中に改められ
慶長大判ならびに
折槌しいるまでの宮ひ

公儀御用の代金銀

公儀より新古

只今通用の金銀

作付の時も此の法を以て只今銀なる事
別合の判を以て改まり候ふ
献上の和ふる事は私に用ひ
一公儀に献上て銀を作付の銀の
の事は只今通用の事は銀横りを用ひ
用ひ以前の新古撰ひて通用ひ
一今度作付は新金銀にて元禄
さるひよりて作付ひ
形ふおおひて宮ひ
元禄中銀

相宮ひ事

一今度作付は新金銀の事は芸州より元禄七申年の分五匁
右今古銀ゆへ宮ひ通用ひ
元禄七申年の分五匁
右今古銀ゆへ宮ひ通用ひ

の新金銀と相まぜ以て永く通用あるべし　右儀ハ今度被仰付候
金銀世ふわまく流布いたさ候ハ公私共ニ賑ハ不宜ハ
正徳四年　十月十八日

一慶長古金ハ　只今通用金指別場　右慶長古金
元禄の金と共ニ同しく以故ニ別場ハ又元禄金
金と共ニ同しく以故ニ別場ハ　附　只今通用金
元禄の金と共ニ同しく以故ニ別場ハ　右慶長古金
一枚ハ通用　但　只今通用ハ金と元禄金とハ
百あまりつゝ歩合ニ成　通用の金ハ
ハ　元禄金ハ　元禄金ハ
なりハ　ハ　ハ　ハ　ハ
一慶長の古銀ハ　只今通用ハ銀指別場　右慶長の古銀

右慶長古金ハ　只今通用ハ　仰付候
新金ハ則ち古
仰付ハ新金ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

元禄の銀ハ　只今通用ハ銀ハ　元禄銀ハ
元禄の銀ハ　只今通用ハ銀ハ　元禄銀ハ
一寶永の銀ハ　只今通用ハ銀ハ　寶永銀ハ
寶永銀ハ　只今通用の銀ハ
別場の宮ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
流布ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
銀中ハ　只今通用の銀ハ　慶長の古銀ハ
同しく　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
おのゝ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

ハ　ハ　ハ　ハ　

前御代の法令によられ天下後代のうつり替りの事有之事なれ共
一切之儀とおもひなして以定之相守るべきこと也

正徳四年　午六月十六日

諸國商人為諸しいなを　一切渡ス事

元禄宝永之年金銀の悪改よりむりいの為仕商人等みだりがましく銀の悪をうけ利徳を求めより事起りのうへ今度金銀の悪改元禄之年の金銀悪く皆悪改つくりたる二分の為替をもって家業とし相場にまどる勿論よい者共より後よりもりて為替のよしをつくり世の銀通用の事おぼつかなく仕り出しいたのあるよしをそうし申とは急度厳科に行れ申ス訴出いたすものあるべし彼悪銀の者ハ家財をもつて農民の内銀

正徳四年　午六月十六日　平野町三丁目　銀屋三郎兵衛

正徳
享保　新古金銀通用御定書之写

諸國蔵紙符帖

一当戌十一月より新金銀ハ何方ニ取遣ス仕ル
一当戌十一月より新銀ハ何方ニ取遣ス仕ル
一乾ハ金ハ当酉より寅年迄五ヶ年
ハ銀ハ
一元文金ハ当酉年ニ年ニ年迄ハ銀ハ
一慶長ノ古銀并新銀ハ銀相場ニ用ル元ノ銀相場
当日用ル
一日掛賃ハ銀ハ日用ル

一同拾匁目　中銀に拾匁目に替
一同拾匁目　三匁銀に拾匁五分目と替
一同拾匁目　四匁銀に四拾匁目に替
右ハ割合ヲ以寄成十一月より来寅年迄五ヶ年限
之内ニ引替ル
一元禄九子年以来ニ借金之分百両ハ新金銀
一銀拾匁目ニ付新銀五百目
右ハ通可申渡ル
右ハ通寄成十一月より新金銀ニ取替之仕来ル

未寅年迄五ヶ年ハ右ハ定割合ニ通ル
通用銀小銭用方ハ新銀ニ代ル事
銀引替ハ清九郎出ル仕来ル次第ニ

享保三戌年

新古銀
通用

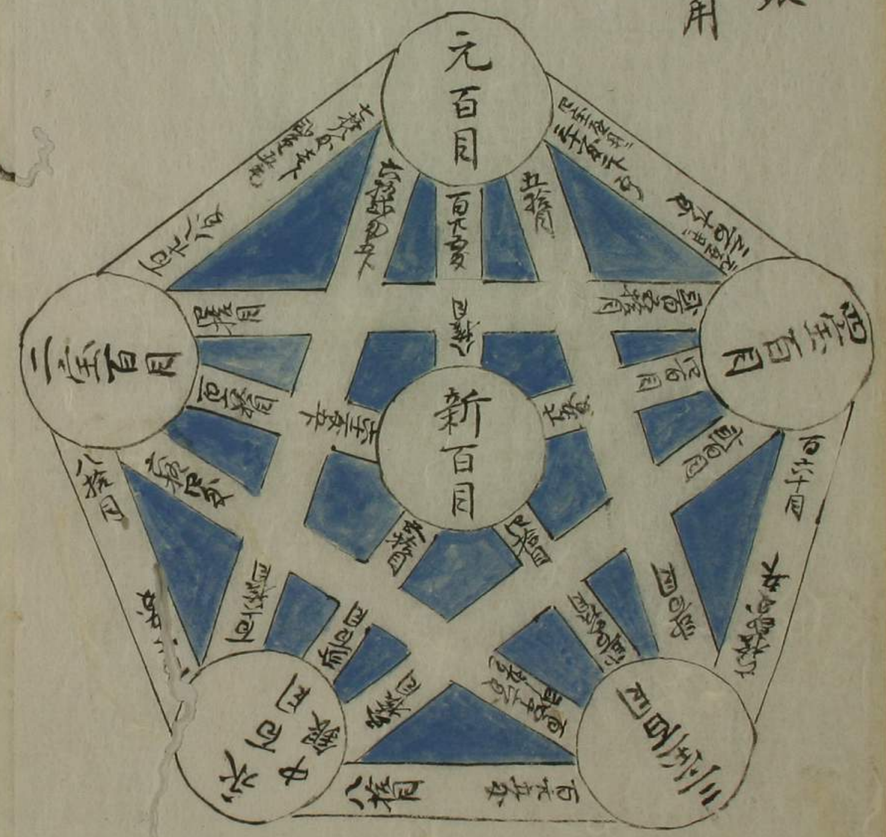

正德四年今銀御鑄被仰付候
書賈參拜登二高御手形ヲ以ヲ
かゝる御文異有之ハ今世ヨ稼ヘ
仰ヲ
御仁政の
傳ヲ
児孫ヲ示ヲ
又ハ
此なんの文字
書と異ヲ

[illegible]年新古今撰進の勅定
[illegible]岡藏紙筆跡[illegible]の[illegible]を借り
[illegible]写[illegible]れを今[illegible]
[illegible]加[illegible]
文政九年丙戌孟夏朔　瀧澤解書於
神田[illegible]居

剛法玄伝波書

中渡

熱田

名古屋

地図屋

東海堂

町地代家賃熱田より高町入用

瀧澤文庫

無掛り言訳調ハ如何ハ用ひそり言
多分ニ相見ハ一就町入用ニ用捨
ハ減方無ニ分ハ公役減ニ
沢立ハ公用節且ハ是迄金ハて
有ハ外ハ行ハ相計ラヒ
ラハ後ニハ無之ハ高無

いつ迄ハ帰ハて費用
多分ハ掛ハ後ハ宜
立ハ一方ハ中集
一町ハの縄ハ集ハ組合限り一本に
いつ大サ弐尺白ラ塗ル同
仕稽小縄相止ハの事

但其中小仕立米ハ十月雑日より
一統お用人十月前ハ米ゟ之用人
ゟ之月銭振ハ仕立ハ
其之ゟ仕立銭勝手次第
一町人消人足ハ米ゟ塩小法之
役人賃ハ毎ゟ出越ハ宮番毎

中渡ハ大月ハ用迄相済ハ
米賃ハ毎ゟ出越ハ月
市ゟ貸銭渡海ゟ米
お用ハ組合ハ飢之御用捨
ゟ之及歳市ゟ法法ハ米
塩之出越ハ混雑ゟ及口論

消防ニ妨ケナキヤウニ町役人ハ
能ク申合セ役人等ハ毎日出張
市場ニテ殺ヲ万一等閑ナキヤウ
町役人モ出張ス可キ事
一町々火ノ見櫓ハ数
省略シ人用ノ殺ヲ

一自分畑屋敷ハ
廣ク畑ヲ廣ニ作リ
度ニ廣ク作リ
少ク畑ヲ廣ク作リ
以ノ外迷惑ニ
在様ニ周旋ヲ
無ク新道修復ニ費
ヲ施ス可キ事

但場末にて八二之町掛合小
屋一歳八勝負仕来り事
且又番屋に法度
御成敗式目八閑列式目又掛分決
事之儀八仕来り通二法度之
条法ハ小屋ハすむ役人

ニ付番屋に入事堅く無番
持参酒八没収ニ付ハ
一町抱ニ付の羽織ハ来年出
中対ハ宮ニ付ハ法度小結ニ申度
但ハ仕来ハ七月晦日ハ一統帰
法度の番ニ

一剛抱之節於[illegible]
有〻ゆゑ減ぜられて後事

一見之剛抱者人見先仲間を指
者の合ゆゑ入用剛門口見ゆる
有〻申見へ[illegible]
但右[illegible]後人中無[illegible]

中〻[illegible]
中ゆゑ[illegible]彼見中[illegible]
下[illegible]

一龍吐水[illegible]後
公儀[illegible]
[illegible]

持人足相止隠ごんだ横小図板有朱
人足にて指出置場所にて焼入用
品々板の数事
一
惣西洋鑑書出し品々写取方証書の
連印帳一冊預書後ものの徳右清書
そして町中連判底連判取そろへ

町年寄の左方お切絵右印形取揃
かゝの及洋鑑事有ゝ候中鑑ハ
宝周ゝるゆおゝ品部言品
お取ゆても下取品ハ変遊板
仏法ゆゝのもゝ遊左板ハ有ゝ
写変事ゝゆ朱連判取変

一町隠り帳面仕立町年寄ともに
約束と相止メ写ハ仕舞書ニ記
置ニ付ニ〆ニ〆の方を能吉ニ書記
町役人ハ入ニ〆て敬ハ差閉ニ
ハ〆ニ方おのれ小おいてハ乱ニ
流度ニ付る事

一町年寄前腰掛茶屋湯茶水
ハ〆ニ渡ニ人ハ一銭も差出ス敬ハ
月ニ〆ニ役前金ニ〆取賄ニ差ハ
ニ〆ニ〆ニ〆ニ〆

一捨子貴賤貴ハ者ハ不問十歳
ハ〆ニの内病死ニ〆ニ元町ニ町役人

万一盗賊抜ケ見届ケ細書ニ分ハ一通
届出ル病死相分ルハ検使者
写受写ニテ名主入念ニテ事
一拾物有ル時ハ町役人ト立合
相改ル遠方ハ書付ニテ名主
渡ス拾物ニ付町内ハ
ケ

ニテ届出事
附拾ヒ主出ル時ハ一昼夜限
の内ニ名主ヘ文面ニテ申受
一諸渡事ハ渡届切ニ添別紙
ニ廉ニ渡出度後有ル者人
ヲ町役人ト立合書付

[illegible]書御所様[illegible]面人一人番所に
持参[illegible]
但[illegible]書清[illegible]
[illegible]文[illegible]
[illegible]訴[illegible]
[illegible]

一[illegible]
町[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

て中立事

但右廉〻中立方ニ成前紙ハ

中渡ル事

一あや海ち出ス〻成十間余ハ

うあ屬小ハの分ハ及屬限ニ係

年中相續ル毎ニ中変

一水浪網ハ新南蛮前ニ成ル清向ロ

美ハ出ル書付紙相紙用ひル書又ハ

面の内紙小ハ〻一面の内用ひル如ハ

美流紙半紙小にも〻成ル

一切支丹宗門美地堂流勝員隠蔵女

成ル者淺文毎年三月一度月番〻

番所にて受取申
一いろいろの世話方の連判帳
毎年町年寄より出
差出来り出勤来度毎に出
申合相心得申又入念若右様者
有之候ハヽ申出
可申

一旧雇人別帳前條同断毎度差
出来り出勤来毎年二月一度宛差出
一人別帳出来毎年四月一度宛差出
紙ハ英漢折帳ハ寸紙ニ認申
但只今迄九月差出来ハ相止申
四月差出不申帳ハ入組ハ為見

明ら永ら越紙いし亜三亜一中支

一越所家屋九軒六戸岩合所法

浮役ふし山地文中貯脇記載地

代料地ヒ九ようい出張いこさ地山流出

以来右料成没て役引変山ち

打壱の中渡伝節力ぐ岩八名ヒ

宅石壱の合この中渡ち中

一家屋給金多分こる日及者ち

部中貯あるち中見合箱紙ヒ下ケ

人数成も二戸浦之戸数合十五間口

ちくいまく八地ヒ別くこ山九中渡調

次中家屋一人小中対岩一成変

但家号ニ替り断礼無用ニ致候
前々相福寺ハ本末法式ニ而
中編ハ一ツ宮ハ用書ニ中ニ而致候
一山王神田其外大祭礼祭ニ宮番
番組ニ而神ものの方ニ一切公儀止
附祭りハ無祭所ニ而大神楽一組外ニ二組

弘合数ニ付と定れ申候ニ付ものの方ニ而数ニ付
家ニ付大夜類もこれ出て申候ハ
隠ニ成申ハ一廉ニ下着用致ニ付
この故事
但附祭ハ用ニ成候ハ山王祭礼百所

小山ノ右町ノ小間延長ムルトテ
何月一日小間何ノ通リト判然ナル
事ニ世話番ヲ立町ノ順ニ
ノ如動ク且神輿旅所等地元而
他町ハ別段入用モ町ノ中ニ
賄ヒ祭リ入用相除ク又ハ右雖ト入用ニ

打出シ祭礼ハ別段ノ祭礼ハ先
主町ノ中渡ニ名目ヲ世話番
勝手宜シク相拵ヘ祭礼合
ノ節ハ神輿礼其外ハ右準
ヒテ執行事

一 想白祭禮体年隔祭ト唱ヘ

一入用掛り所々にも有之候
以後[illegible]一切被[illegible]事
但[illegible]ものは[illegible]年[illegible]
[illegible]所かさり
ものは[illegible]て相入かゆき[illegible]
[illegible]被[illegible]

一条[illegible]被集[illegible]
所々にも有之候[illegible]
一[illegible]用物新調[illegible]
[illegible]用達[illegible]
持[illegible]
[illegible]

一清鷹羽大宿禰ヶ山町ヶ入用
銀ヶ山出米入用米拾
ヶ年事
一山名見参合ヶ年宿町ヶ入用
銀ヶ山出米入用米拾
ヶ年事

一町屋賣買ヶ長ヶ今其外相入
世ヶ根の数合先年ヶ度ヶ中減
ヶ商年ヶ者山名人ヶ多ヶ
入用銀ヶ山銀ヶ者ヶ敷ヶ者ヶ山
泉州堺ヶ毎一年ヶ者ヶ米方ヶ通
一歩一人ヶ百両ヶ者ヶ弐両

但武蔵国小出し来り候間敷く候様の事
いつ〳〵割合ハ地元先帳面に相違申候
この段受用書事
一間口義代金断後小出接名ゟ渡候
又人組ゟ金百疋ツヽ出ス右員数ゟ
間小出し来ル分ハ仕来通渡候

但町中家持一人ゟ雇前一連ツヽ
出ス員又員相止申事
一居外書物振義妻子ゟ
立用物置ハ義居又ハ新出来
申候いつさせ申ものゝ義
事ハ書物ゟ老後変義ゟ変

一地子代稽沿今度元文年中
度々相願無事
之ゟ一ヶ所宛
入用如何様成世話致
但之ゟ一ヶ月毎
仕来之通下沿致事

一道造り筋本戸普請申成大破又ハ
災変ハ格別年数ハ普請と申儀
世話致ハ沿致事
一惣百姓入用江集方ニ成只今之ハ
小間割面割之外ハ割賦
多ハ甚ハ間之小相咲無咎

小間割一途ニ取極候間割ハ不割合
相止ミ可申事
但播磨ニ而ハ地面ニ而小割
のミハ〻〻ハ
ニ而相割ハ少分ニ付兼而申聞
ミ可申事

右條〻寅年ニ相極候割ハ万変
多端ハ〻〻播磨ハ兼而米ハ帰米ハ用
脇数町〻ハ見ニ〻七八割次ハ五割
次ハ三割ニ〻ハ減ハ
名主共ハ無拠減ハ
一切〻ニ付一町ニ入用ハ臨時ニ

何事ハ小間割ハ五町ヶ
割合ヲ町年貢ヲ
ゆるくヲ定ル町入用割合ハ掛ケ
小間ヲ引ハ用ヲ
積リ立ル町入用ハ何程定ル
何程ハ決ハ隙ヲ何程

小間割掛リ何程ヲ
の引ヲ何割減ヲ決ル何程
増ヲ中ハ一町限リ一人別ハ白書
ヲ支配限リ取集ル人ハ海日ヲ
名主ヲ立ル年貢の番所ヲ
右ヲ法ヲ持ル山ヲ惣計の合ル

横ゝ立ル町〻ゟ有あいてハ家屋ハ
渡ル放し地ゟハ家屋敷取上れゟハ
丁屋敷科ハ船ル渡遠ゟ〻ため事
渡中渡ハ
附家ゟ左〻ゟ角ル掛宜ゟ者有〻ゟ
中渡ハ減方源切ゟ世話〻しハゟ者

ゟ〻ゟ〻ハ番所ゟて中立ハて及掛の
〻河法条ゟ〻ゟ有ハ
一俗ゟ者ゟの唱むつ〻しゟ者ゟ
町〻ゟ有〻ゟ祭礼ゟ其外ゟ出ゟ者
地ゟ祭〻ゟ或ハ七月燈籠ゟ又ハ
神仏開帳ゟ長物員秋葉ゟ者ゟ

条々入用之儀宗旨之者出家
社人の者加帳仕法ゆ以ては地
地借り店借之者の者理非勘
不得心にて御公儀へ願
申し事かと有之自然と渡世の
妨ケ成り申ス様成儀出来申
類も有之に付相関申事堅
不致様之町々に有之ては公儀
書付申付仕候間人一人持参
番所に罷出吟味を遂
申度旨支配仕候中付ケ紙
為差出申事

右ハ町〻永久般賞〻奏なして
重き
御願意〻達意〻〻〻易〻定法
小〻条一統厚〻相心得大切之儀達事
為先家内先之種〻忠義
いかゝ地方〻〻費用掛方
町〻も有〻庶民諸少者急度御咎
うつ〻 作者等之儀
御憐愍〻一統御宥免〻事
向後ハ右定法不少〻多大忠勤
於〻〻ハ重き御咎
可存

右之通想所一統領掌也
但知行領所武家抱分補
有之所々八其所々領主
之領地之内異小事違事

寛永二丙寅年
正月廿八日

代官
[illegible]